

市民税・県民税の申告と 所得税の確定申告

市役所・公民館会場での申告は事前に予約が必要です

市民税・県民税の申告は、5年1月1日現在、市内にお住まいで、前年中に所得があった方に義務付けられています。また、所得税の確定申告は、前年中の所得を確定し、それに対する所得税を精算するためのものです。申告は期間内に忘れずにお済ませください。



市民税・県民税の申告

■申告が必要な方

5年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに該当する方です。所得税の確定申告をした方は申告不要です。

◆給与所得者

- ①勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない方(市役所への提出の有無は勤務先で確認。パート、アルバイトなどを含む)
- ②給与所得以外に所得がある方(営業・農業・不動産・配当所得などが20万円以下の方)

◆給与所得者以外の方

- ①所得税の納付が還付のない方で、営業、農業、不動産、雑(事業・その他)などの所得がある方
 - ②公的年金の受給者で、社会保険料、医療費などの所得控除を受ける方
- ※収入がない方でも、国民健康保険税や介護保険料の算出、国民年金保険料の免除申請、保育所の入所手続きなどに、所得がなかったことの申告が必要となる場合があります。

■市役所での申告書の受け付けは2月22日(水)から

市役所会場では、パソコンを使って申告書を作成しますので、事前に申告用紙を入手する必要はありません。

ん。なお、医療費控除を申告する場合は、事前に明細書の作成が必要となります。

受付日時 2月22日(水)～3月15日(水)
9時～15時(土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月25日の土曜日は申告を受け付けます)

申告会場 市役所6階会議室

提出できる申告書の種類 市民税・県民税の申告、令和4年分確定申告書(給与所得、配当所得、雑所得、一時所得)のみの申告に限る。また、分離課税所得、住宅ローン控除の追加、雑損控除、暗号資産に係る収入を含む申告を除く

※所得税の確定申告書などは、1月18日(水)から市民税課、公民館、地域交流センターで配布予定です

【感染症予防のためお願い】

- (1)咳・発熱などの症状のある方は、来場をご遠慮ください
- (2)申告会場ではマスクを着用してください

■申告には事前予約が必要

申告会場の混雑緩和のため、事前予約制としています。事前に予約の上、会場へお越しください。なお、予約は申告日の前日までの受け付けとなります。当日予約はできませんので、ご注意ください。

電話予約開始日は、電話がつながりにくくなるのが予想されます。できる限り、インターネットでの予約をお願いします。

市民税・県民税の申告や確定申告に必要なもの

- (1)筆記用具
- (2)マイナンバーカード(または通知カードと本人確認書類)
- (3)確定申告のお知らせ(はがき(税務署から届いた方))
- (4)4年分の収入金額が分かる資料(源泉徴収票や支払調書など)
- (5)各種控除に必要な資料
 - ▼4年分に支払った国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書
 - か、納付済額のお知らせ
 - ▼国民年金保険料の支払証明書
 - 領収書
 - ▼生命保険料、地震保険料などの控除証明書
 - ▼障害者手帳、障害者控除対象者認定書* など
- (6)医療費控除を受ける方
 - ▼個人や病院ごとにまとめた明細書*
 - ▼4年分の支払について、保険金などで補てんされた金額(今後、支払われるものも含む)の分かるもの
- (7)所得税の還付申告をする方
 - ▼申告者名義の預金通帳など(支店、口座番号が分かるもの)

*15ページに関連情報あり

◆ 65歳以上の方向けに公民館・地域交流センターで出張申告を行っています

実施日	申告会場	予約受付など
2月 9日(木)	奥富公民館	下表①か②
2月10日(金)	柏原公民館	下表①か②
2月13日(月)	水富公民館	下表①か②
2月14日(火)	新狭山公民館	下表①か②
2月15日(水)	水野公民館	下表①か②

実施日	申告会場	予約受付など
2月16日(木)	狭山台公民館	下表①か③
2月17日(金)	広瀬公民館	下表①か③
2月20日(月)	堀兼公民館	下表①か③
2月21日(火)	入曽地域交流センター	下表①か③

※時間は10時～15時。提出できる申告の種類は、市役所会場と同じ。駐車場には限りがあります

◆ 確定申告などの受け付けは事前予約が必要です(市役所・公民館会場)

電話での予約は市役所「申告予約コールセンター」へ

	予約方法	申告会場	1月23日(月)	1月29日(日)	1月30日(月)～3月14日(火)
①	スマートフォン・インターネット	どちらでも	1月23日(月)、8時30分から受付開始(24時間受付)		
②	電話 (65歳以上を対象とする申告会場の受付)	公民館(奥富・柏原・水富・新狭山・水野)		1月29日(日)、9時から受付開始	
③	電話 (65歳以上を対象とする申告会場の受付)	入曽地域交流センター、公民館(狭山台・広瀬・堀兼)		1月29日(日)、11時から受付開始	
④	電話	市役所6階		1月29日(日)、13時から受付開始	

電話予約受付時間:1月29日(日)は9時～17時、30日(月)以降は9時～15時

◆ 給与と所得者以外の方
 ① 営業、農業、不動産、雑(公的年金を含む)などの所得が所得控除を超えている方
 ※ 公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、ほかの所得の金

◆ 給与と所得者
 ① 勤務先で年末調整を受けていない方(途中退職した方を含む)
 ② 2力以上から給与の支払いを受けている方(前職分を含んで年末調整をした方を除く)
 ③ 年収が2千万円を超えている方
 ④ 給与と所得以外の所得が20万円を超えている方

次のいずれかに該当する方です。

■ 申告が必要な方

所得税の確定申告

※ 予約方法・申告会場により受付開始日時が異なります
 市役所 ☎ 2953・1111 へ電話をかけて「申告予約コールセンター」へとお伝えください

◆ 予約の方法(上表を参照)
 (1) インターネット
 電子申請システムの専用フォームから入力(24時間受付)
 (2) 電話



額が20万円以下の場合、確定申告書を提出しなくても良いことになっています。ただし、外国の制度に基づき国外で支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金などを受給されている方は申告が必要です
 ② 土地、建物、株式、先物取引などの分離課税所得がある方

確定申告は、自宅からスマートフォン・パソコンで行える e-Tax、スマホ申告が便利です。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

■ e-Tax・スマホ申告

確定申告は、自宅からスマートフォン・パソコンで行える e-Tax、スマホ申告が便利です。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

【問合せ】▼ 市民税・県民税に関すること 市民税課 へ内線 1091 ▼ 所得税に関すること 所沢税務署 へ ☎ 993・9111(音声案内に従って番号を選択してください)

■ 所沢税務署での確定申告の受け付けは2月16日(木)から

所沢税務署の申告会場の入場には、当日配布または国税庁公式LINEアカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。なお、還付申告は1月23日(月)から受け付けます。

確定申告受付日時 2月16日(木)～3月15日(水)、8時30分～16時(土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月19日・26日の日曜日は開場します)

